

# 学童保育所に、土地・建物を貸してみませんか

── 学童保育所とは ──

地域役員や利用者(保護者)が地域のニーズに応じて組織する民設民営の「任意団体」です。 名古屋市は、任意団体である学童保育所に対して、運営にかかる費用などを助成しています。 詳しくは裏面をご覧ください。



名古屋市は、 学童保育所の運営にかかる費用などを 助成しています。

## 助成内容

### ○指導室使用料加算(家賃助成)

民家を賃借している学童保育所に対して

月額255,500円を上限に助成されます。

### ○設置促進事業助成(内装工事費用の助成)

民家や空きテナントなどを学童保育所仕様に変更するための 内装工事の費用について、1ヶ所あたり1,200万円を上限に助成。 スケルトンで建てた場合も対象となります。

「留意事項】 ·躯体の丁事は対象外 ·助成を受けた場合、おおむね10年間は同一学童が使用する必要あり

#### ○都市計画税・固定資産税の減免

学童保育所に対して、無償で土地または建物を賃貸していただいた場合に、 都市計画税や固定資産税の減免が受けられます。

### 童保育所について

活動日	原則として月~土曜日(休日、年末年始を除く)	
活動時間	月~金曜日	授業終了後から19時頃まで(学童による)
	土曜日•長期休業	8時頃から19時頃まで(学童による)
活動内容	・集団遊び、自由遊び	び ・宿題などの自主学習 ・季節行事 ・屋外行事 など
活動場所	・マンションやアパー	トの一室 ・空きテナント ・一軒家 など
運営主体	地域役員や利用者(保護者)が組織する任意団体	

#### ➡ 地や建物を探している学区

区	学 区		
千種区	星ヶ丘・春岡・田代		
昭和区	御器所・川原・伊勝		
熱田区	野立		
中川区	八熊・八幡・露橋		

区	学 区		
緑区	鳴海・平子・相原 鳴海東部・小坂・熊の前		
名東区	前山・平和が丘		
天白区	天白・植田南		



学童保育所や助成内容についての詳細やご不明点など、お気軽にご相談ください。

[お問い合わせ]

古屋市子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進室